

議案第1号

説明資料

伊勢市下水道事業経営戦略の 見直しについて



令和8年2月20日（金）

- | | |
|------------------------|-----------|
| 1. 見直しの目的 | P1 |
| 2. 見直しの内容 | |
| (1) 計画期間 | P2 |
| (2) 取組内容 | |
| ① 未普及対策 | P3 |
| ② 浸水対策 | P4 |
| ③ 老朽化対策 | P5 |
| ④ 耐震化 | P6 |
| ⑤ 広域化・共同化・最適化 | P7 |
| (3) 処理状況等データ | P8 ・ P9 |
| (4) 投資・財政計画(建設改良計画) | P10 ・ P11 |
| (5) 投資・財政計画(収支計画) | P12 ~ P20 |
| (6) 経費回収率に向けたロードマップの作成 | P21 ~ P23 |
| 3. 今後の予定 | P24 |

「経営戦略」とは

総務省が、全国の公営企業に対し、今後の整備・更新を見据えた**投資とその財源見通しの試算**を行い、**投資・財政計画を作成**した「経営戦略」の策定を要請。

「経営戦略」は、将来にわたって安定的に事業を継続していくための**中長期的な基本計画**。

伊勢市では、計画期間を平成29年度から令和8年度までの10年間とし、平成28年に策定してから、これまで2回の見直しを行っている。

見直しの目的

「流域関連伊勢市公共下水道第5期事業計画」の見直しを行ったことから、経営戦略の見直し時期を1年前倒して、令和8年度から10年間を計画期間とする見直しを行う。

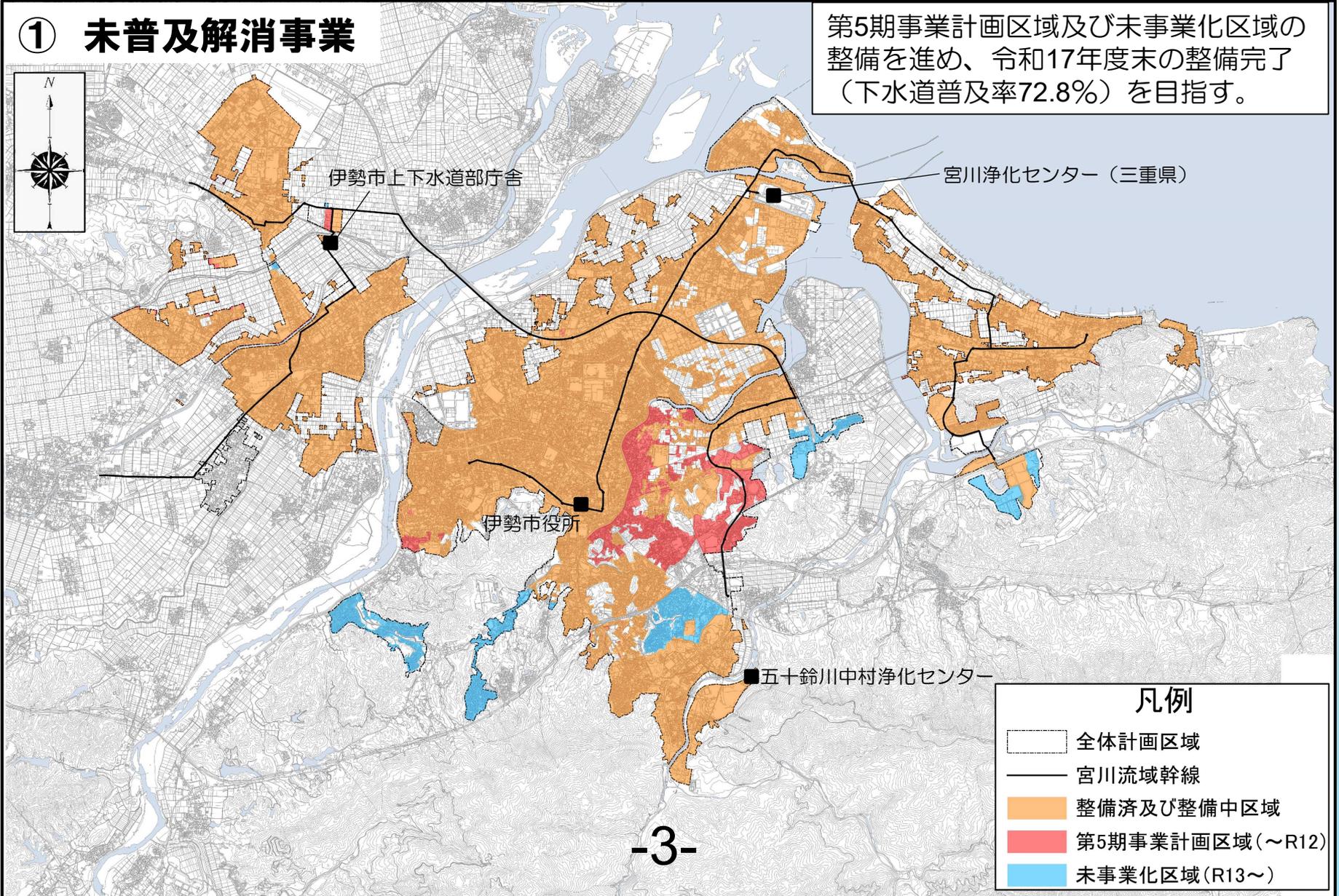
(1) 計画期間

令和8年度(2026年度) ~ 令和17年度(2035年度)

2 見直しの内容

(2) 取組内容（経営戦略 P11）

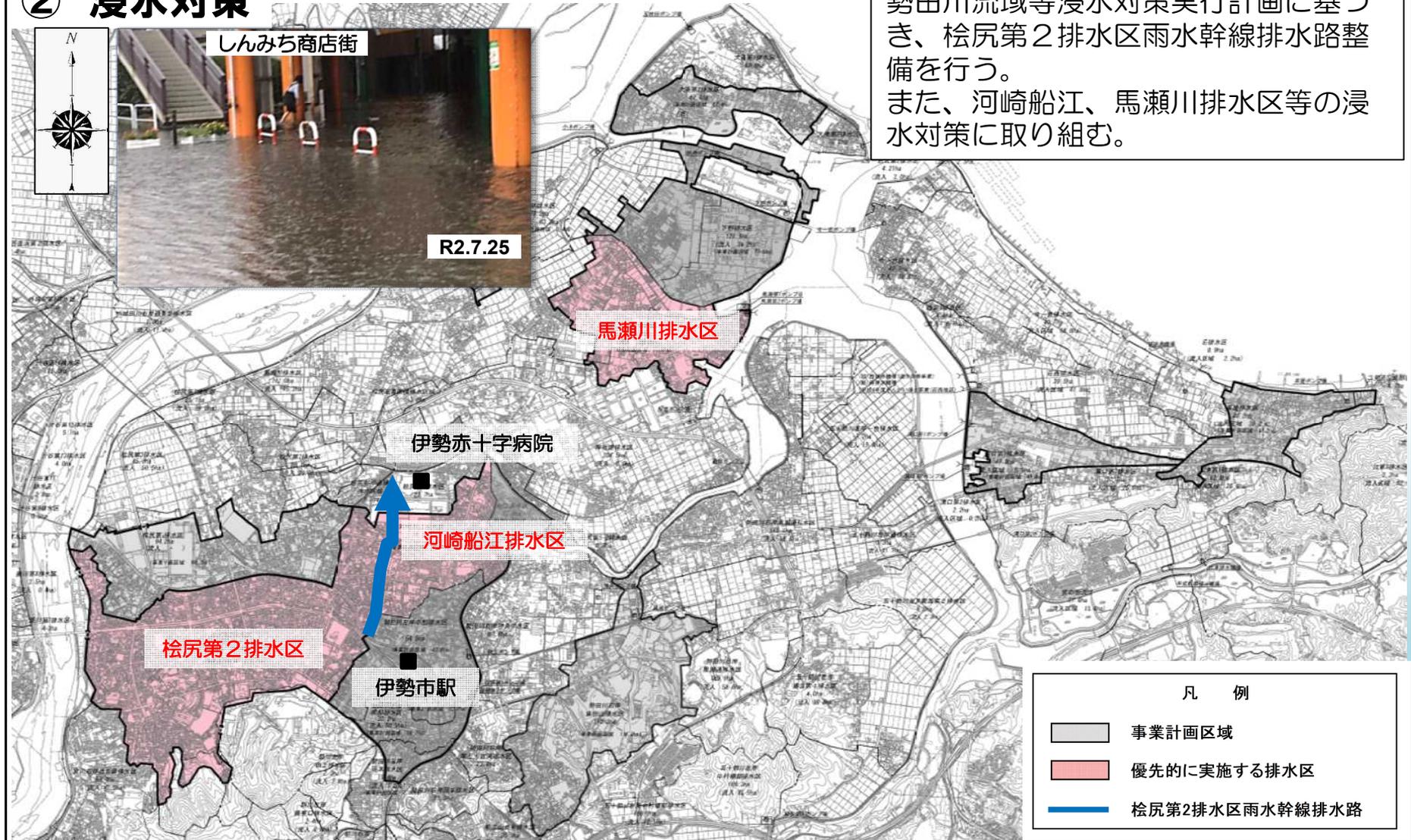
① 未普及解消事業



2 見直しの内容

(2) 取組内容（経営戦略 P11）

② 浸水対策



2 見直しの内容

(2) 取組内容 (経営戦略 P11)

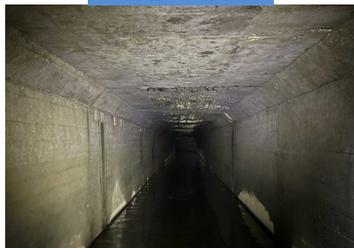
③ 老朽化対策

下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した施設の改築及び設備の更新を行う。また、管路の点検結果に基づき、改築・更新を行う。

- ・桧尻1号及び中部1号雨水幹線改築 内面更生
- ・雨水ポンプ場電気・機械設備更新
- ・汚水マンホールポンプ場 電気設備更新

雨水幹線改築(桧尻1号雨水幹線)

(施工前)



(施工後)



雨水ポンプ場改築更新(機械・電気設備)



吹上ポンプ場



明神ポンプ場



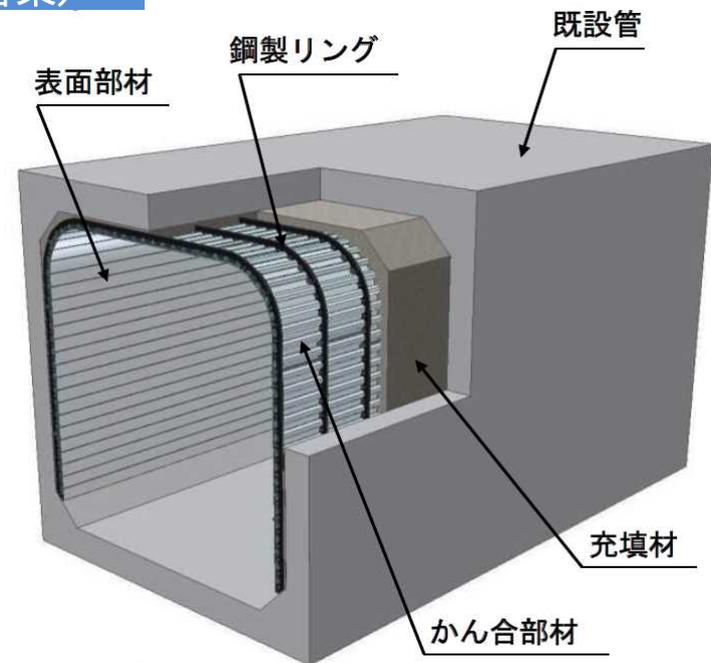
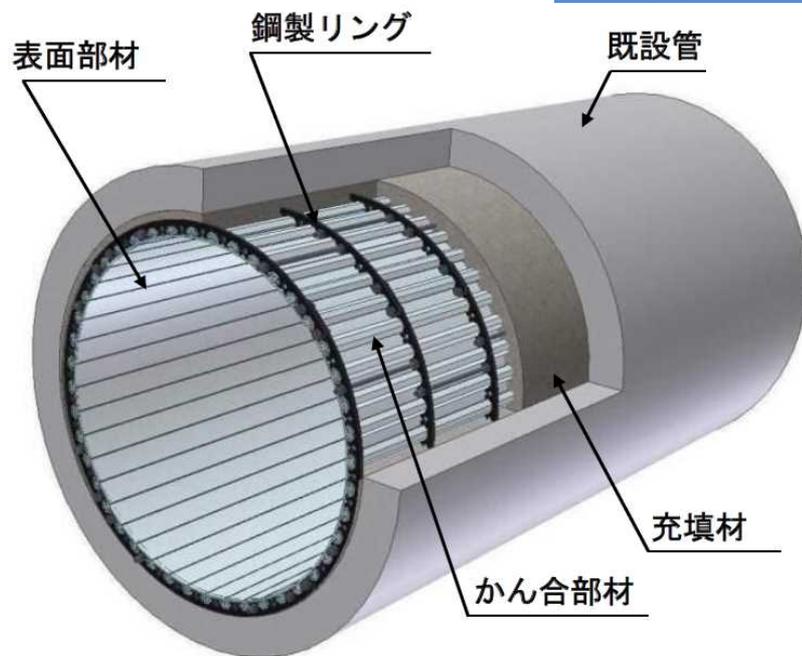
2 見直しの内容

(2) 取組内容（経営戦略 P11）

④ 耐震化事業

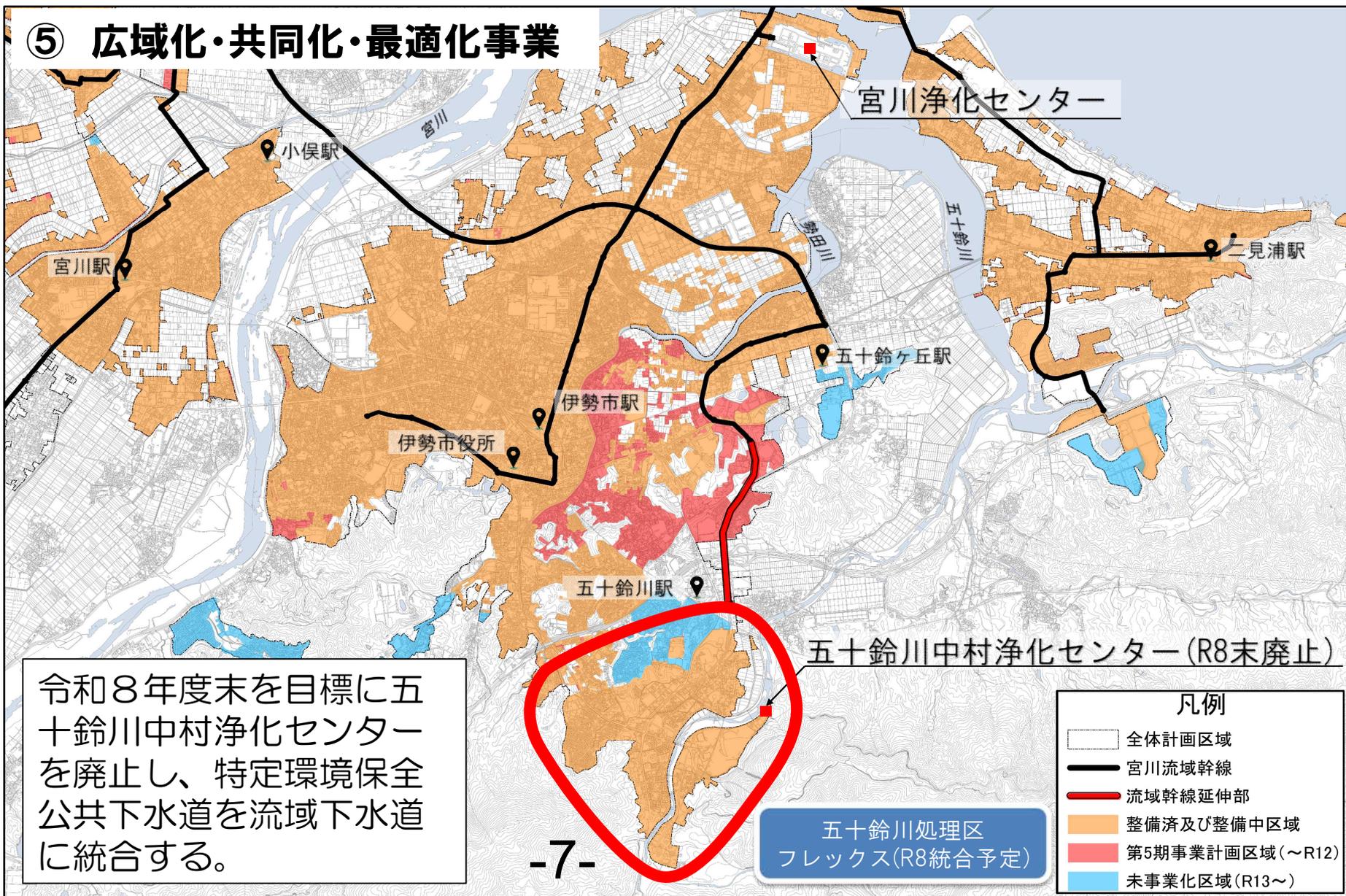
上下水道耐震化計画等に基づき、管渠については、緊急輸送路等を優先的に耐震化を行い、ポンプ場については機器の更新に合わせて行う。

～対策イメージ(雨水管渠)～



(2) 取組内容 (経営戦略 P11)

⑤ 広域化・共同化・最適化事業



2 見直しの内容

(3) 処理状況等データ（経営戦略 P14、15）

主な項目

項目	R 8	R12	R17
行政区域内人口	115,660人	110,620人	104,220人
処理区域内人口	74,917人	76,173人	75,865人
水洗化人口	63,222人	63,752人	64,838人
有収水量	7,340,817m ³	7,549,212m ³	7,608,686m ³
普及率	64.8%	68.9%	72.8%
水洗化率	84.4%	83.7%	85.5%

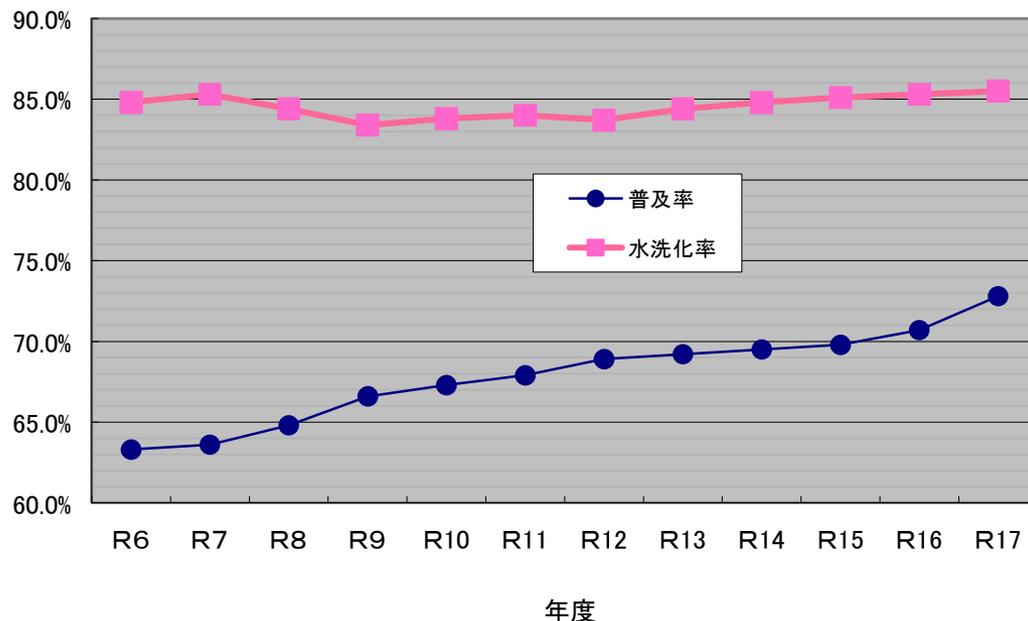
2 見直しの内容

(3) 処理状況等データ（経営戦略 P14、15）

ポイント 普及率と水洗化率

年度	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
普及率	63.3%	63.6%	64.8%	66.6%	67.3%	67.9%	68.9%	69.2%	69.5%	69.8%	70.7%	72.8%
水洗化率	84.8%	85.3%	84.4%	83.4%	83.8%	84.0%	83.7%	84.4%	84.8%	85.1%	85.3%	85.5%

普及率及び水洗化率



普及率は未普及対策（污水管渠整備）事業により区域を拡大していくため年々上昇し、令和17年度末に72.8%を見込んでいる。

水洗化率は、整備後6年間でその区域の水洗化率85%と見込んでいる。

毎年の整備に伴い新しい区域が加わるため若干下降するが、第5期事業の完了目標年度の翌年の令和13年度から上昇し、令和17年度末で85.5%を見込んでいる。

(4) 投資・財政計画(建設改良計画) (経営戦略 P16、17)

(単位：千円)

項目	R 8～12	R13～17	計
汚水事業	9,283,174	7,050,846	16,334,020
(新設)	(7,700,000)	(6,000,000)	(13,700,000)
(改築・更新)	(340,500)	(205,000)	(545,500)
(流域負担金)	(555,551)	(386,066)	(941,617)
(その他)	(687,123)	(459,780)	(1,146,903)
雨水事業	8,771,872	7,599,000	16,370,872
(新設)	(4,135,000)	(3,500,000)	(7,635,000)
(改築・更新)	(4,423,300)	(3,850,000)	(8,273,300)
(その他)	(213,572)	(249,000)	(462,572)
合計	18,055,046	14,649,846	32,704,892

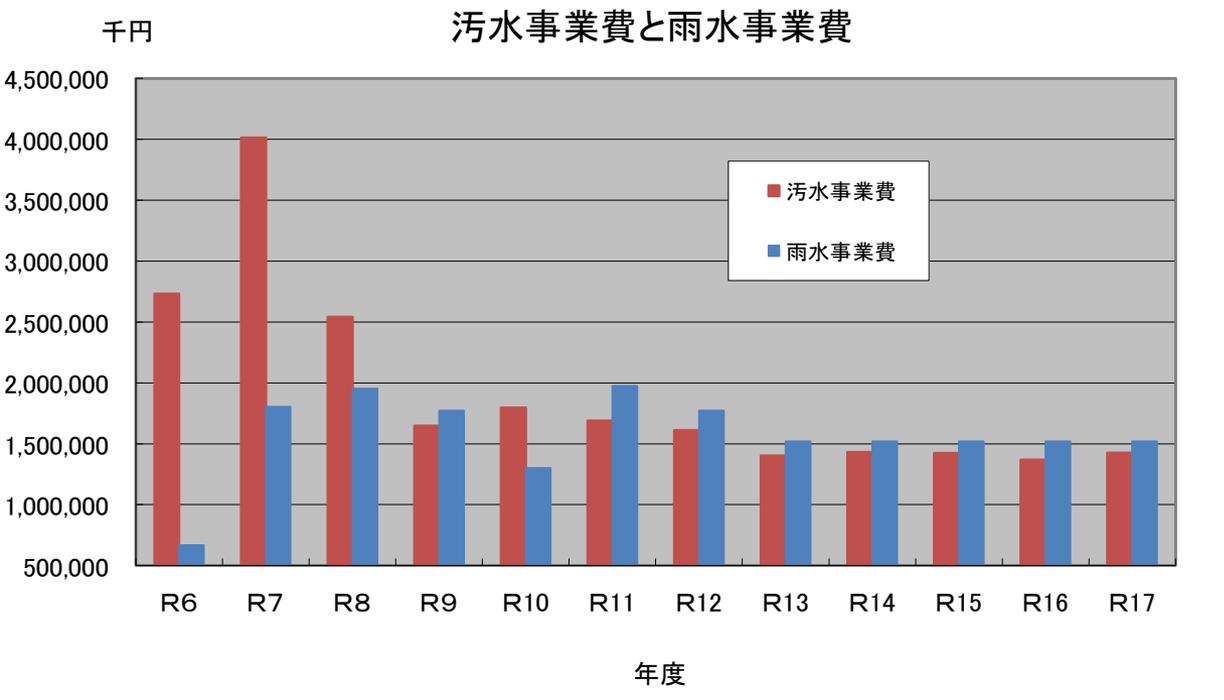
2 見直しの内容

(4) 投資・財政計画(建設改良計画) (経営戦略 P16、17)

ポイント 汚水事業費と雨水事業費

(単位：千円)

年度	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
汚水事業費	2,730,147	4,013,819	2,540,713	1,646,759	1,794,574	1,689,239	1,611,889	1,401,278	1,430,655	1,424,089	1,369,441	1,425,383
雨水事業費	667,979	1,803,507	1,951,272	1,773,200	1,300,800	1,974,800	1,771,800	1,519,800	1,519,800	1,519,800	1,519,800	1,519,800



これまで、汚水事業の事業費の割合が多かったが、令和11年度から雨水事業の割合が大きくなる。

汚水事業費は、国の交付金が削減される見込みであるため、令和8年度以前と比較して令和9年度から減少する。

雨水事業については、浸水被害軽減及び施設の老朽化の改築・更新のため今後も現時点と同程度の事業費が必要です。

2 見直しの内容

(5) 投資・財政計画(収支計画) (経営戦略 P18、19)

収益的収支
主な項目

項 目	R 8	R12	R17
収入	3,942,170千円	4,480,587千円	4,966,291千円
下水道使用料	1,113,026千円	1,155,555千円	1,164,197千円
支出	4,129,419千円	4,476,107千円	4,957,356千円
収支差引(純損益)	▲187,249千円	4,480千円	8,935千円
経常収支比率	96.1%	100.1%	100.2%
汚水経費回収率	78.1%	74.5%	70.5%

2 見直しの内容

(5) 投資・財政計画(収支計画) (経営戦略 P18、19)

資本的収支
主な項目

項 目	R 8	R12	R17
資本的収入	5,155,684千円	4,335,373千円	3,989,985千円
資本費平準化債	700,000 千円	964,000千円	1,027,000千円
資本的支出	6,516,547千円	5,803,847千円	5,577,982千円
企業債償還金	2,022,762千円	2,419,158千円	2,631,799千円
収支差引	▲1,360,863千円	▲1,468,474千円	▲1,587,997千円
補填財源残高	262,870千円	200,722千円	201,202千円

2 見直しの内容

(5) 投資・財政計画(収支計画) (経営戦略 P18、19)

企業債残高
主な項目

(単位：千円)

項目	R 8	R12	R17
企業債残高	38,336,791	41,702,178	41,746,122
(資本費平準化債)	2,045,000	4,759,475	7,820,700

他会計繰入金 主な項目

(単位：千円)

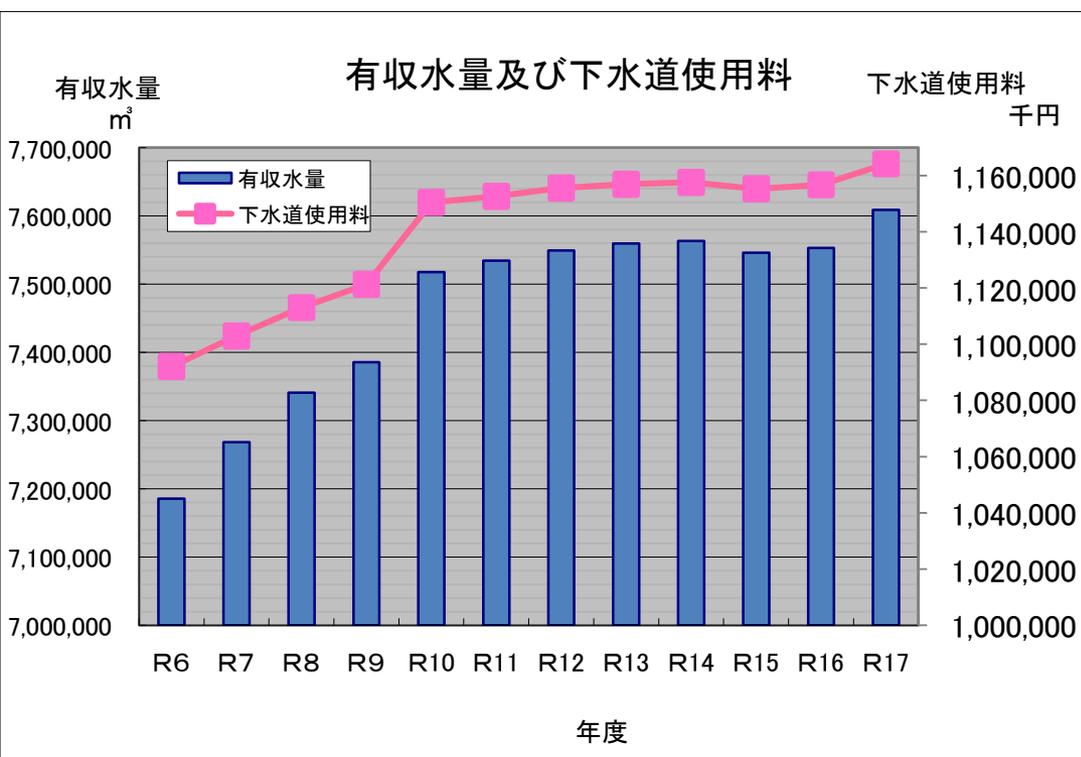
項目	R 8	R12	R17
他会計繰入金合計	2,035,000	2,470,000	2,750,000
他会計負担金(汚水)	1,360,061	1,442,714	1,393,230
他会計負担金(雨水)	531,637	637,613	875,068
他会計補助金	143,302	389,673	481,702

2 見直しの内容

(5) 投資・財政計画(収支計画) (経営戦略 P18、19)

ポイント① 有収水量と下水道使用料

年度	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17
有収水量 (m^3)	7,185,644	7,268,420	7,340,817	7,385,310	7,517,579	7,534,082	7,549,212	7,559,536	7,563,090	7,546,017	7,552,839	7,608,686
下水道使用料 (千円)	1,092,081	1,102,955	1,113,026	1,121,324	1,150,457	1,152,640	1,155,555	1,156,915	1,157,605	1,155,306	1,156,752	1,164,197



汚水処理区域の拡大と水洗化の啓発に伴い有収水量は増加するが、人口減少や節水機器の普及により減収となる要因もあるため、大幅な増加は見込んでいない。

下水道使用料も有収水量の傾向と同様になる。

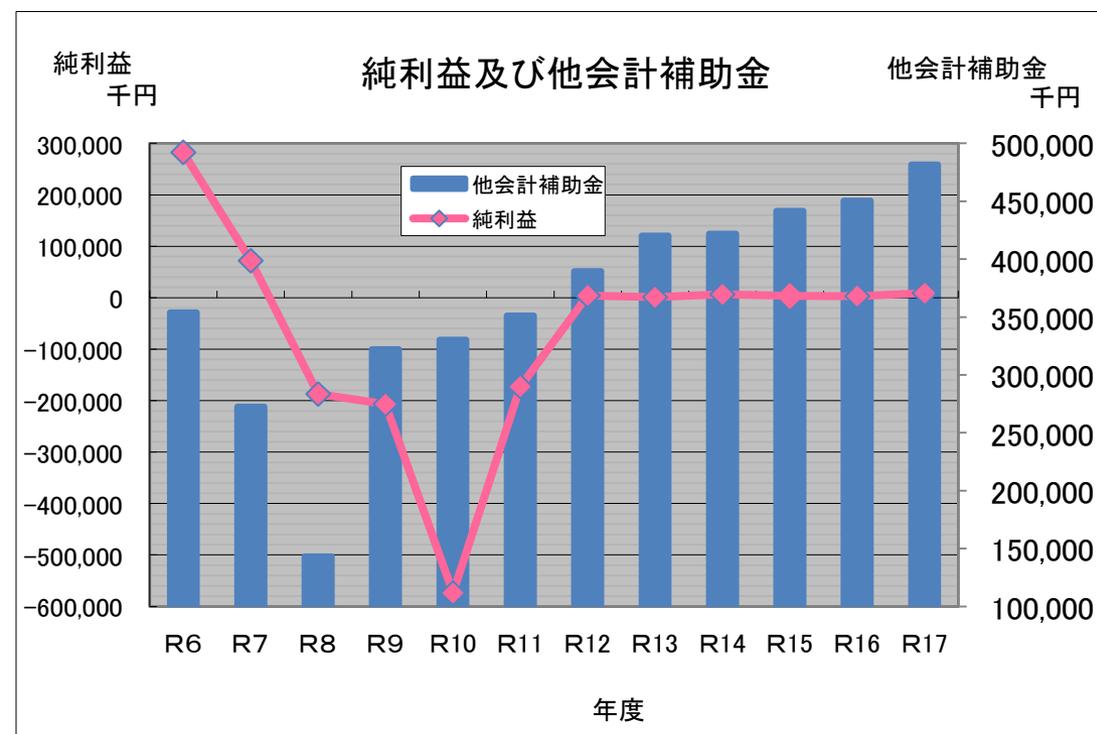
2 見直しの内容

(5) 投資・財政計画(収支計画) (経営戦略 P18、19)

ポイント② 純損益と他会計補助金

(単位：千円)

年度	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
純損益	282,519	72,053	▲187,249	▲206,888	▲573,773	▲172,503	4,480	1,042	6,559	3,475	3,122	8,935
他会計補助金	353,984	277,119	143,302	322,273	330,365	351,281	389,673	420,447	421,983	441,831	450,467	481,702



純損益については、令和8年度から11年度までは五十鈴川中村浄化センターの解体関係経費（特別損失）の影響により純損失（赤字）となるが、その後は純利益（黒字）となる。

しかし、この純利益（黒字）は下水道使用料収入が少ないため、一般会計からの他会計補助金（基準外繰入）を見込んでの利益確保であり、独立採算まではまだまだである。

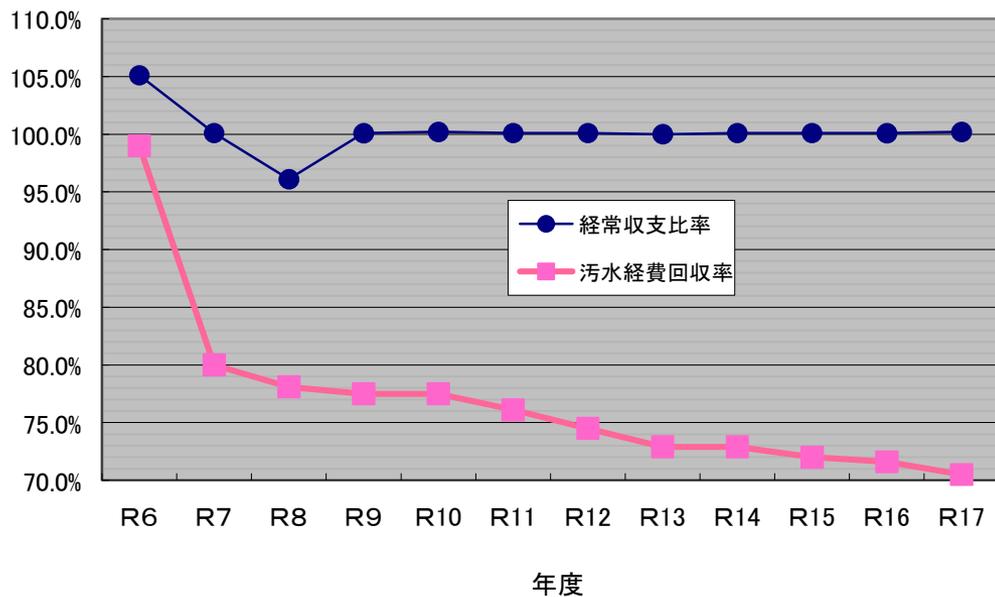
2 見直しの内容

(5) 投資・財政計画(収支計画) (経営戦略 P18、19)

ポイント③ 経常収支比率と汚水経費回収率

年度	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
経常収支率	105.1%	100.1%	96.1%	100.1%	100.2%	100.1%	100.1%	100.0%	100.1%	100.1%	100.1%	100.2%
汚水経費回収率	99.0%	80.0%	78.1%	77.5%	77.5%	76.1%	74.5%	72.9%	72.9%	72.0%	71.6%	70.5%

経常収支比率及び汚水経費回収率



経常収支比率は令和8年度を除き100%を超えるが、本来、下水道使用料で賄うべきところを他会計補助金（基準外繰入金）で補っているためであり、繰入金に依存している状態にある。

このため、汚水経費回収率は独立採算の基準となる100%を下回り、経費の増加とともに悪化傾向になる。

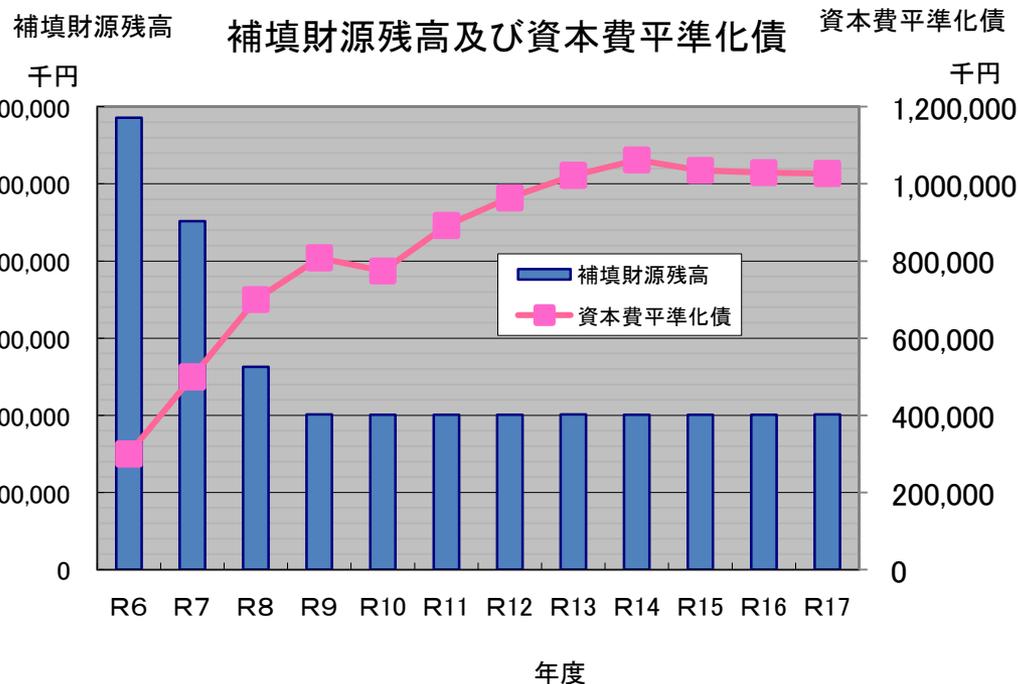
2 見直しの内容

(5) 投資・財政計画(収支計画) (経営戦略 P18、19)

ポイント④ 補填財源残高と資本費平準化債

(単位：千円)

年度	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
補填財源残高	585,550	451,485	262,870	201,061	200,814	200,751	200,722	201,139	200,778	200,818	200,638	201,202
資本費平準化債	300,000	500,000	700,000	808,000	774,000	892,000	964,000	1,022,000	1,062,000	1,035,000	1,029,000	1,027,000



補填財源残高の確保すべき額の基準はないが、事業の運転資金でもあるため、災害時に備えて、下水道使用料の約2か月分である約2億円を毎年確保すべきであると考えている。

補填財源の確保については、純利益等が少ないことから、資本費平準化債を活用することとしているが、毎年度2億円を確保するため、資本費平準化債の借入額は年々増加する。

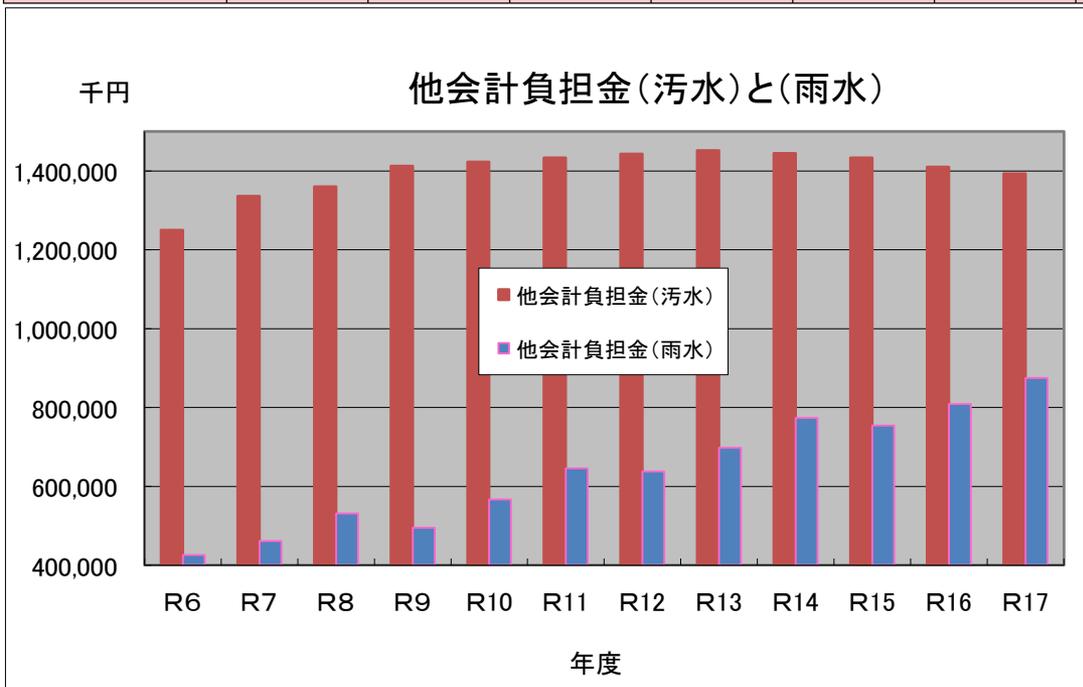
2 見直しの内容

(5) 投資・財政計画(収支計画) (経営戦略 P18、19)

ポイント⑤ 他会計負担金(汚水)と(雨水)

(単位：千円)

年度	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
他会計負担金 (汚水)	1,250,205	1,335,808	1,360,061	1,412,288	1,422,533	1,433,236	1,442,714	1,451,560	1,444,749	1,433,459	1,410,299	1,393,230
他会計負担金 (雨水)	425,811	461,486	531,637	495,439	567,102	645,483	637,613	697,993	773,268	754,710	809,234	875,068



他会計負担金（基準内繰入金）の汚水分は、今後汚水事業の縮小に伴い横ばいとなり計画期間途中から減少に転じる。

しかし、雨水分は雨水事業の増加に比例し増加する。

このため、他会計負担金（基準内繰入金）の合計は、令和8年度で1,891,698千円であったものが、令和17年度には2,268,298千円となり、376,600千円増加する。

2 見直しの内容

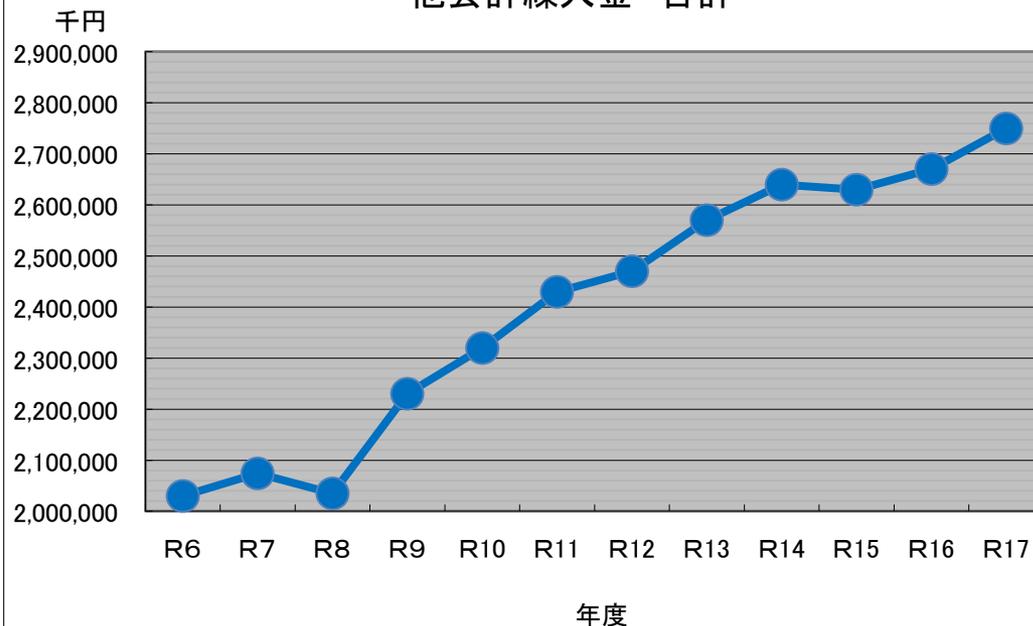
(5) 投資・財政計画(収支計画) (経営戦略 P18、19)

ポイント⑥ 他会計繰入金合計

(単位：千円)

年度	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
他会計繰入金 合計	2,030,000	2,074,413	2,035,000	2,230,000	2,320,000	2,430,000	2,470,000	2,570,000	2,640,000	2,630,000	2,670,000	2,750,000

他会計繰入金 合計



一般会計からの繰入金の合計（他会計繰入金合計）は、令和8年度では20億3,500万円であるが、年々増加し計画最終年度の令和17年度には7億1,500万円増加し、27億5,000万円が必要となる。

この要因は、雨水事業の増加による雨水事業基準内繰入金と、収益的収支における、純利益（黒字）を確保するための基準外繰入金の増加によるものである。

2 見直しの内容

(6) 経費回収率向上に向けたロードマップの作成 (経営戦略 P22、23)

ロードマップとは

← 今回の見直しで本計画に新たに追加

ロードマップとは、国の交付金の交付要件として義務付けられたものであり、少なくとも5年に1回の頻度で下水道使用料の改定の必要性を検証し、経費回収率の向上を目的とした具体的取組や実施予定時期を記載したものである。

汚水処理事業が国の交付金の重点配分対象とならないケース

- ①ロードマップの業績目標を達成できない場合
- ②供用開始後30年以上経過しているにもかかわらず、使用料単価が150円/m³未満、経費回収率80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合

2 見直しの内容

(6) 経費回収率向上に向けたロードマップの作成 (経営戦略 P22、23)

目標とする経営指標

令和12年度末までに 経常収支比率100%以上、汚水経費回収率80%以上 とする。

経費回収率の向上を目的とした具体的取組

①水洗化の促進【下水道使用料の増収】

水洗化率の向上による下水道使用料収入の増収を図るため、接続の啓発を促進し、供用開始後6年間でその区域の水洗化率85%以上を目指します。

②施設の統廃合【経費（汚水処理原価）の抑制】

特定環境保全公共下水道区域の汚水処理原価（185.5円/m³）は流域関連公共下水道区域に比べ35.1円/m³高いため、令和8年度末に五十鈴川中村浄化センターを廃止し、特定環境保全公共下水道を流域下水道に統合する。

③未普及対策事業の抑制等【経費（減価償却費・企業債利息）の抑制】

令和9年度から未普及対策に対する国の交付金が縮減される可能性が高いため、引き続き整備費や維持管理費のコスト縮減に取り組み、令和9年度以降の未普及対策事業費を抑制します。

また、社会情勢の変化を踏まえ、公共下水道と合併処理浄化槽との経済性を比較し整備手法を検討します。

2 見直しの内容

(6) 経費回収率向上に向けたロードマップの作成 (経営戦略 P22、23)

経費回収率の向上を目的とした具体的取組

④使用料改定の検討【下水道使用料の増収】

未普及対策事業の進捗や経常収支比率、汚水経費回収率等の経営指標、基準外繰入金、企業債残高等を総合的に判断し、少なくとも5年に1回の頻度で使用料水準及び使用料体系の定期的な検証を行い、収入の適正化を図る。

特に基準外繰入金は、一般行政経費を圧迫し、また、企業会計の原則である独立採算及び受益者負担の原則に当てはまらないものであるため、下水道使用者からの適正な負担を確保し経営の健全を図る必要があります。

◎基準外繰入金をなくすよう使用料改定を想定したシミュレーション

条件

- ①計画期間中の基準外繰入金をなくし、下水道使用料で補う。
- ②改定は令和10年度に行い、算定期間は5年間
- ③経常収支比率100%以上、汚水経費回収率80%以上 とする。

結果

現在、1月20m³使用した場合の下水道使用料 2,300円（税抜）を

- ①令和10年度に、851円（約37%）増額し3,151円に
- ②さらに令和15年度に、221円（7%）増額し3,372円とする改定が必要

- | | |
|--------|---------------|
| 令和8年2月 | パブリックコメント実施 |
| 令和8年4月 | 上下水道事業審議会 |
| 令和8年6月 | 産業建設委員協議会（報告） |